

最高裁判例

(1) Dagher 事件 (Texaco Inc., v. Fousd N. Dagher, 547 U.S. 1 (2006).)

● 事実

原油のガソリンへの精製とガソリンの販売において互いに競争関係にあったテキサコとシェル・オイルが、ジョイント・ベンチャー（エキロン (Equilon)）を設立して、ガソリンの精製・販売事業を統合。エキロンは、親会社のブランドを踏襲し、2つのブランドを同一価格で販売。下流のガソリン販売者が、シャーマン法1条に当然に違反する価格協定の存在を理由として、集団訴訟を提起。連邦地裁は被告勝訴の略式判決を下し、第9巡回区控訴裁判所は、地裁判決を破棄し、「当然違法の原則」からの例外の余地を否定。

● 判旨

合法的なジョイント・ベンチャーの内部的な価格決定を当然違法として非難することは、連邦最高裁の反トラスト法先例と矛盾する。

第9巡回区控訴裁判所は付随的制限の法理を援用することで連邦最高裁と反対の結論に至ったが、攻撃されている事業慣行がジョイント・ベンチャーの核心的活動 (core activity)、すなわち、エキロンによって生産・販売される、まさにその商品についての価格設定に関わる場合には付随的制限の法理の適用はない。

● 分析

本判決は、事業活動の統合に伴う価格設定については「合理の原則」が適用されることを明らかにした点に意義を認めることができる。ここでいう「合理の原則」の具体的内容は、コモン・ローで受け継がれてきた「付随的制限の法理」に近いとみられ、問題の制限がジョイント・ベンチャーの核心となる事業活動に関わるかどうかを不当性の判断の基準としている。

(2) American Needle 事件 (American Needle, Inc. v. National Football League, 560 U.S. 183 (2010).)

● 事実

ナショナル・フットボール・リーグ・プロパティーズ (NFLP) は、NFL チームの徽章のついたアパレル製品を製造販売することを認める非排他的ライセンスを、上告人のアメリカン・ニードルを含む、多くの売手に付与していたが、2000年12月に、チームはNFLPに対して排他的ライセンスを付与する権限を与えることを議決し、これを受けてNFLPは、リーボック・インターナショナルに、商標付きのヘッドウェアを製造販売する10年間の排他的ライセンスを付与し、アメリカン・ニードルの非排他的ライセンスを更新することを拒否。

アメリカン・ニードルは、NFL、チーム、NFLP、リーボックの間の協定がシャーマン法1条及び2条に違反するとして提訴。被告側は、NFL、チーム、NFLPは、単一の経済的企業体であり、シャーマン法1条の意味における共謀を行う能力を持たないと主張。限定ディスカバリーの後、連邦地裁は、NFLとチームが単一の事業体とみなされるべきだとして被告勝訴の略式判決を下し、第7巡回区控訴裁判所もこれを肯定。

● 判旨

NFLのチームは、統一された意思決定の実質と独立した行動を特徴づけるほどには経済力を合一していない。それぞれが、競技場でのみならず、ファンの吸引、入場料収入、管理職並びに競技人材との契約においても互いに競争しており、本件に直接関連する知的財産の市場においても競

争している。NFL の設立によって、合併と同様に、単一の事業体を形成し、単一の販路を通じて NFL ブランドの製品を販売しているとの被上告人の主張については、そのことは問題を決定づける事実とはならず、チームは、NFL ブランドの促進といった共通の利益を有するが、なお、それぞれ別個の利潤最大化を目指す事業体であり、チームの商標のライセンスにおいて彼らの利益は必ずしも一致しない。互いの協力なくして NFL フットボールはあり得ないからチームは単一の事業体を構成したのだという被上告人の主張については、共同活動の正当化事由は、当該共同活動が共同行為なのか、それとも独立した行為なのかという論点とは関連しない。以上から、本件協定は 1 条にいう「契約、結合、・・・共謀」として同条の適用対象となると結論する。

● 分析

本判決は、直接的には、共同行為の当事者となり得る事業者の要件に関わり、米国反トラスト判例法では「企業内共謀の法理」の系譜に連なる先例である。本判決は、問題の制限が対象とする事業活動について当事者が独立した意思決定の主体であるかどうかを事業活動の実態に照らして判断するという立場を示している。傍論において、「競争に対する制限が、およそ当該製品が利用可能となるために不可欠である場合」には、詳細な分析抜きに当該制限を合法と判断する余地があるかのように述べている点も注目される。

(3) Actavis 事件 (Federal Trade Commission v. Actavis, Inc., 133 S. Ct. 2223 (2013).)

● 事実

ブランド薬メーカーとジェネリック薬メーカーとの間の特許紛争の和解の一環として行われる「リバース・ペイメント」に関わる事案。

ソルベイは、ブランドネーム薬のアンドロジェルの特許に関して、ジェネリック薬メーカーのアクタビスらに対して訴訟を開始したが、2006 年に特許訴訟の全ての当事者が和解。この和解の下、アクタビスは、ソルベイ特許が期限切れとなるまでそのジェネリック薬を市場に投入しないことに合意。アクタビスは、泌尿器科の医師にアンドロジェルを勧めることにも合意。ソルベイは、アクタビスに対しては、年間でおおよそ 1900 万ドルから 3000 万ドルで計 9 年間、それぞれ支払うことに合意。各社は、この支払は、ジェネリック薬メーカーが果たすことを約束した他のサービスに対する補償と説明している。

2009 年、FTC が和解の全当事者に対して FTC 法 5 条違反を理由に提訴。連邦地裁は、申立ては反トラスト法違反を含まないとして請求棄却。これに対して FTC が控訴。第 11 巡回区控訴裁判所は、結論として、FTC の主張を退けた。FTC がサーシオ・レーライ（裁量上訴）を求めたのに対し、連邦最高裁はこれを容認。

● 判旨

リバース・ペイメントの支払額が大きいことは反競争効果が大きいことと問題の特許の有効性が疑わしいことを推測させることを指摘しつつ、FTC が主張する、リバース・ペイメントに対するクイック・ルック分析の適用は拒否。その理由は、以下の通り。「リバース・ペイメントが反競争効果をもたらす蓋然性は、その規模、支払者が予想する将来の訴訟費用との比較で見たその大きさ、リバース・ペイメントがそのための支払とみなされるような他のサービス、その他の説得的な正当化事由の欠如に依拠するからである。反競争的帰結の存在と程度は、産業間でも異なり得る。これらの複雑さのために、FTC は他の合理の原則の事件におけるようにその事件を証明しなければならぬと我々は結論する。」

しかし、だからといって、FTCは特許の有効性を争う必要があるとか、特許制度の功罪を経験的に論証する必要があるとか、自らの主張を支持するあらゆる事実を提示し、あるいは、被告側に有利な、あらゆる理論を反駁する必要があるという訳ではないとして、常に合理性の評価は sliding scale であることを指摘。「他の法分野におけると同様、事実審裁判所は、一方で、あまりに簡略すぎて適切な分析を許さないような反トラスト理論の使用を回避し、他方では、基本的問題（すなわち、正当化されない相当の反競争的帰結の存在）を解明する力が弱いにも関わらず、あらゆる事実又は理論を考慮することを回避するために、反トラスト訴訟を構造化することができる。」

以上のように述べて、最高裁多数意見は、下級審に対して本件での合理の原則の構造化を委ねるとして、第11巡回区控訴裁判所の判決を破棄し差し戻した。

● 分析

本判決（多数意見）は、特許や和解を促進する政策の存在は、それだけでは反トラスト法の適用を免除することはないとの立場に立って、「合理の原則」の適用を支持した。ここでいう「合理の原則」は、確かに従来の「クイック・ルック」ないし「簡略化された合理の原則」とは異なるが、全面展開される「合理の原則」と同じという訳でもない。本判決が従来の先例と異なる点は、詳細な市場分析に代えて、リバース・ペイメントの支払額の大きさをもって反競争効果の指標と捉えている点である。

本判決が示した判断枠組みの下では、詳細な市場分析は求められないことになる。また、本判決が示した判断枠組みの下では、特許法に固有の論点、すなわち、問題の特許の有効性及び侵害の有無について審理する必要はないとされていることも注目される。

下級審判決例

(1) Worldwide Basketball and Sport Tours 事件 (Worldwide Basketball and Sport Tours, Inc. v. National Collegiate Athletic Association, 388 F.3d 955 (6th Cir. 2004).)

● 事実

男子バスケットボール1部に関するNCAA(National Collegiate Athletic Association)の規約において、より強力なチームが極端に多くの認証イベントを利用していることを懸念して、「提案98-92」が採択された。

本件原告は、認証イベントのプロモーターであり、「提案98-92」のうち、認証イベントへの参加を4年に2回と制限する部分が、認証イベントから収益を上げる機会を奪うものでシャーマン法に違反するとして提訴。2002年7月にオハイオ南部地区連邦地裁は暫定的インジャンクションを否定する判決を下し、2003年2月に原告が永久的インジャンクションを要求。同年7月28日に地裁が永久的インジャンクションを認容し、NCAAは控訴。

● 判旨

本件では、関連市場は明らかでなく、原告は、十分に関連市場を定義しておらず、したがって、「98-92ルール」が、競争者に対してだけでなく、顧客に対して及ぼす効果を評価できなくしている。合理の原則が簡略化され得ることは確かだが、「この簡略化された、あるいは『クイック・ルックな』分析は、裁判所が詳細な市場分析なしに問題の行為が競争を損なうかどうかを認識できるほどに、市場、場合によっては部分市場の輪郭が十分によく知られ、画定される場合にのみ、行われ得る。『クイック・ルック』アプローチの下では、詳細な市場及び交差的弾力性の分析は必ずしも求められないが、本件のように、正確な製品市場が明確でなく、争いがない訳でもない場合、

市場における代替物の説明や消費者選好の流動性の分析がないことは、端的に言って不十分である。」等を論じ、永久的インジャンクションを認めた地裁判決を破棄。

● 分析

本件では少数補足意見が述べるように、反トラスト法上の損害が存在しないという根拠で請求を棄却することも可能だったと思われるが、多数意見は、実体法上の要件の立証が不十分であることに請求棄却の根拠を見出した。その際に、「合理の原則」の簡略化が可能であるためには、関連市場の範囲が明白で、争いの余地がないことが必要であると判示した。この点を明示した点に本判決の意義を見出すことができる。

(2) Polygram 事件 (Polygram Holding, Inc. v. Federal Trade Commission, 416 F. 3d 29 (D.C. Cir. 2005).)

● 事実

1998年のサッカーの世界カップに合わせて開催される三大テノール歌手（カレラス、ドミンゴ、パヴァロッティ）によるコンサートの録音について、ワーナーとポリグラムは、共同で製品化し販売する協定を締結したところ、これに合わせて、それぞれが販売権を有する、過去の同様のコンサートの録音盤について販売促進活動を停止する旨約束したことについて、2001年にFTCがFTC法5条違反で提訴。ワーナーはこれに同意したが、ポリグラムはこれを争った。違反を認定するALJ(Administrative Law Judge)の審決案の結論をFTCは支持。その際、Massachusetts Board of Optometry 事件審決における「内在的に疑わしい」制限の理論を適用。ポリグラムが控訴。

● 判旨

FTCの援用するMassachusetts Board of Optometry 事件審決における「内在的に疑わしい」制限の理論は連邦最高裁の先例と矛盾しており、あらゆる合理の原則事件では現実の反競争効果あるいは、その代わりとしての市場支配力の証明が求められるとのポリグラムの主張に対して、当然違法原則と合理の原則との形式的なカテゴリーの区別に依拠するものとしてこれを退けた。

FTCが本件で提示した判断枠組みを肯定しつつ、次のように判示。「経済学の知見と市場の経験に基づいて、取引の制限が競争を損ないそうであれば、当該制限は違法と推定され、責任を免れるためには、被告は、当該制限が消費者を害しそうにない何らかの理由を識別するか、あるいは、一見して明らかな、又は予想される害悪を補いそうな、何らかの競争上の便益を識別しなければならない。」「FTCは、司法の経験と経済学の知見によって消費者を損ないそうであることを示された制限を述べるのに『内在的に疑わしい』という文言を用いるが、自身の枠組みの下では、反証可能な違法性の推定は、必ずしも、ある事業慣行に『内在的な』何かから生じるわけではなく、当該疑わしい慣行と、既に消費者厚生 of 法廷において告発された別の慣行との間の密接な類似性から生じる。」。

● 分析

基本的に、Massachusetts Board of Optometry 事件審決における「内在的に疑わしい」制限の理論が踏襲されているが、本判決では、「内在的に疑わしい」かどうかは「経済学の知見と市場の経験に基づいて」判断されるものとされている。この点は、CDA 事件判決における「経済学の初歩的な理解しか持たない観察者」という表現を彷彿とさせる。また、「反証可能な違法性の推定は、必ずしも、ある事業慣行に『内在的な』何かから生じるわけではなく、当該疑わしい慣行と、既に消費者厚生 of 法廷において告発された別の慣行との間の密接な類似性から生じる」ともされている。本判決は、「合理の原則」の簡略化が認められる際にベースとなる経験則の中味を特定したものとい

える。「当該疑わしい慣行と、既に消費者厚生の方廷において告発された別の慣行との間の密接な類似性」もまた、「経済学の方見と市場の方験」に基づいて判断されるという趣旨であらう。

(3) North Texas Specialty Physicians 事件 (North Texas Specialty Physicians v. Federal Trade Commission, 528 F. 3d 346 (5th Cir. 2008).)

● 事実

ノース・テキサス・スペシャルティ・フィジシャンズ (NTSP, 独立の医師及び医師集団の組織) は、医師集団を代表して、医療サービス料金の「支払者」(保険会社, 健康保険機関, その他) との間の契約について交渉していたところ, 2001 年から医療サービス毎に料金を算出する「ノン・リスク契約」の普及に力を入れ始めた。NTSP は, 1 年に 1 回, 会員の医師に投票をさせ, 医師がノン・リスク契約で受け入れる最低限の料金水準を尋ね, NTSP は, この投票への回答を, 医師が認識する受け入れ可能な料金の中間値, 平均値, 最頻値を計算するのに用いていた。

FTC は NTSP の行為を FTC 法 5 条違反の料金設定協定として提訴。ALJ, FTC とも, 違反を認定。FTC は, Polygram 事件判決における「内在的に疑わしい」基準に従って分析。

● 判旨

本件での FTC の管轄権を肯定した後, 投票結果の医師への開示, 過去の投票結果のリマインダー, 支払者と交渉する際の最低料金の利用といった諸事実の総合考慮により, 医師間の共同行為の存在を認める FTC の認定を支持。取引の形態でなく実態に着目する立場から, 本件では医師が, 理事会メンバーの選出や投票への対応を通じて NTSP を支配していたことを認めた。

不当性の判断については, 先例の立場を振り返った後, 本件で FTC が簡略化された「合理の原則」に基づく分析を採用するに際して, 攻撃された NTSP の行為の反競争効果及び競争促進効果についての理論的基礎, これらの行為が FTC 法の下で当然に違法とされた行為と類似していたこと, そして, ある程度は, NTSP の行為がいくつかの支払者に及ぼした影響についての証拠に依拠していたとし, 結論として, 反競争効果が顕著であるのに対して競争促進的正当化は根拠が薄いとする FTC の認定を肯定。

● 分析

本判決の特徴は, 問題の制限が反競争効果をもたらす論理が詳細に説明されており, それが反競争効果の顕著性の根拠とされ, したがって「合理の原則」の簡略化の根拠ともされた点に見ることができる。本件では, NTSP 所属の医師がタラント郡における各診療科目に占めるシェアが引用されているが, 詳細な市場分析がなされた形跡はない。また, 本件の医師参加協定がどれほど料金に影響を及ぼしたかについても, 事実に基づく詳細な検証がなされた訳ではなさそうである。FTC の分析は, 本件の医師参加協定が NTSP 所属の医師による料金設定行動に及ぼすと予想される影響に焦点を当てている。その意味で本件もまた, 「合理の原則」の簡略化が認められた事例であることは確かである。

(4) Realcomp II 事件 (Realcomp II, Ltd. v. Federal Trade Commission, 635 F. 3d 815 (6th Cir. 2011).)

● 事実

リアルコンプ (ミシガン州南東部に拠点をおく不動産ブローカーを会員とする, 地域の不動産協議会及び団体の連合体) は, その会員が閲覧し検索することができる不動産リストのデータベースである, リアルコンプ・マルチプル・リスティング・サービス (リアルコンプ MLS) を運営している。

リアルコンプが、そのウェブサイト政策を通じて、リアルコンプ MLS にある EA (排他的代理) リスティングその他の非伝統的リスティングに関する情報が MLS フィードを通じて公開の不動産宣伝ウェブサイト配布されることを禁じたこと等について、2006年10月に FTC は提訴。

2007年12月の ALJ 仮決定では、相当の反競争効果の証明がないとして提訴が退けられた。FTC は全員一致でこれを破棄して、「内在的に疑わしい」基準により違法と推定し、競争促進効果の認定において ALJ は誤ったとして FTC 法 5 条違反を認定。リアルコンプは控訴。

● 判旨

FTC による「内在的に疑わしい」基準の援用が適切だったかどうかの論点を回避して、より広範な「合理の原則」の分析に基づいて FTC の結論を支持。

「合理の原則」の適用に際して、最初に、「現実の反競争効果」か「競争への真正の反競争効果の可能性」のいずれかが示されなければならないとした Detroit Auto Dealer 事件判決を引用した上で、現実の反競争効果が証明されなければならないというリアルコンプの主張を退けて、「合理の原則」の下で反競争効果の可能性を示すには市場支配力と制限の反競争的性格で十分であり、それが示されれば、リアルコンプは競争促進的正当化事由を提示しなければならない」と判示した。

● 分析

本件の原審審決において FTC は、Massachusetts Board of Optometry 事件審決以来受け継がれてきた「内在的に疑わしい」制限の理論を適用して FTC 法 5 条違反を認定したが、本件で問題となった制限は、「当然違法の原則」の対象とされてきた諸行為のいずれとも似ていなかった。そのため、原審審決は、「内在的に疑わしい」制限の理論の適用範囲が拡張される兆しと受け取る向きがあった。Polygram 事件判決で一定程度明確化が図られたとはいえ、「内在的に疑わしい」制限かどうかの基準にはなお曖昧さが残るため、原審審決は、事実上、当然違法類型の新たな拡張を目指すものとして警戒されたようである。そのためか、控訴審判決は、「合理の原則」の通常の手順に沿って本件を分析した。結果として FTC の結論は支持されたが、本件のような制限に「内在的に疑わしい」制限の理論が適用されるべきだったかどうかについては明言が避けられた。

(5) Safeway 事件 (State of California v. Safeway, Inc., 651 F.3d 1118 (9th Cir. 2011).)

● 事実

スーパーマーケット/グロサリー・チェーンのアルバートソン、ラルフ、ボンズ、フード 4 レスは、組合による「ホイップソー」戦略(交渉相手である複数の企業のうち特定の企業に対して集中的にストライキを行うことにより企業間で分断をもたらそうとする戦略)の可能性を予測して、相互ストライキ援助協定(MSAA)を締結し、その中で、利益分配規定(RSP)として、ストライキ及びロックアウトが発生した際、他の小売店と比較して過去の市場占拠率を超える収入をストライキ期間中に上げた小売店は、ストライキ前の市場占拠率を回復するために、他の小売店に対して当該超過収入の15%を補償として支払うものとされた。

2003年10月にストライキが開始され、約4か月半経った2004年2月末に、小売店と組合との間で協定が成立し、ストライキ・ロックアウトは終結した。RSPに従い、ラルフは、ボンズに対して約8350万ドル、アルバートソンに対して約6250万ドルを支払った。

上記ストライキ中にカリフォルニア州が、小売店に対してシャーマン法1条違反を理由として提訴。当事者は、連邦地裁判決について控訴する権利を留保しながら和解し、連邦地裁はこれに従った判決を下したが、原告、被告双方が控訴。原告は当然違法ないしクイック・ルックの下での違

反を主張し、被告は労働問題関連の適用除外を主張。

● 判旨

本件では反トラスト法の適用が「労働の法と政策」に基づいて除外されることはない結論。

他方、カリフォルニア州による当然違法の主張については、カリフォルニア州が本件で関連すると主張する（利益分配協定に関する）Citizen Publishing 事件と本件 RSP とは重要な点で異なるため、当然違法は相応しくないとした。

また、クイック・ルック分析に基づく非難の妥当性についても、当然違法の扱いが本件で正しくないのと同じ理由で、クイック・ルック分析も本件では不適切であるとした。その理由として、「RSP の諸側面（その限定された不定期の期間、市場における他の競争企業の存在）は、本件協定が正味で競争促進効果を有するか、あるいは競争に全く影響を及ぼしそうにないと考えられそうであることを示唆している。」とした。本件における利益分配は、ストライキによる金銭的損害からある程度のクッションを提供するが、RSP を締結した小売店が価格をめぐる競争を減じるよう動機付けられることは決して自明ではなく、競争者は活発に競争し続けると予想される。したがって、価格設定への現実の反競争効果の証拠がない限り、RSP のクッション効果の論証だけでは当然違法ないしくイック・ルックによる分析を適用するのに十分でないとした。

● 分析

本件は、労働組合の戦術に対抗するための使用者側の協定が反トラスト法の適用を除外されるかどうか問われた珍しい事例である。後述の(6)の事例と同様に、被告側が主張する正当化事由の内容が他の法分野において確立された価値に関わるため、反トラスト法からの適用除外が争点となった事例として位置付けることができる。

本件はまた、反競争効果の僅少性を根拠として反トラスト法違反を否定した点でも珍しい事例である。

(6) North Carolina State Board of Dental Examiners 事件 (North Carolina State Board of Dental Examiners v. Federal Trade Commission, 717 F. 3d 359 (4th Cir. 2013).)

● 事実

ノースカロライナ州歯科検査官ボード（州の機関で、8人のメンバーの構成は、6人が登録歯科医、1人が登録歯科衛生士、1人が消費者。以下「ボード」）は、同州の法律に基づき、同州における歯科医のサービスを監視する役割を担っており、ボードからのライセンスなく同州で歯科を営むことは違法である。

1990年代初頭にはノースカロライナ州で歯科医が歯の漂白サービスの提供を開始し、2003年頃には非歯科医も、歯科医よりはるかに低い料金でサービス提供を開始した。歯科医からの不服を受理した後、ボードは、非歯科医による歯の漂白サービスについて調査を開始し、29の非歯科医による歯の漂白サービス提供者に対して、少なくとも47の営業停止を求める書簡（cease-and-desist letters）を発すること等により、非歯科医をノースカロライナの歯の漂白市場から排除した。

2010年6月17日にFTCがボードを提訴。管轄権の欠如及び州行為の理論を根拠に棄却を求めるボードのモーションをALJは却下し、FTCもこれを支持。これに対して、ボードは、同じ根拠でFTCによる手続を停止する宣言的判決を求める訴訟を提起。ノースカロライナ北部地区連邦地裁はこれを棄却。ALJによる本案審理の後、FTCはその認定を支持して停止命令を発動し、ボードはこれに対し控訴。

● 判旨

まず、「州行為の理論 (state action doctrine)」による反トラスト法の適用除外の主張について分析する前提として、当該理論が適用される3つの状況を確認し、そのうち、競争を規制し、あるいは独占による公共サービスに置き換える州の政策に従って行動する地方公共団体及び「州に準じる政府機関 (substate governmental entities)」による場合には、適用除外のために「州自身によって積極的に監督」の要件を示す必要がないことを確認。

ボードは、自らが州に準じる機関として前記の場合に該当するため、「州自身によって積極的に監督」の要件を示すことなく反トラスト法の適用を除外されると主張したが、これに対して、決定権をもつメンバーの集団が、規制される市場への参加者からなり、同じ市場の参加者から選出され、彼らに説明責任を負うような州機関については、「州自身によって積極的に監督」の要件が必要とのFTCの意見を支持。「州行為の理論」は、市場参加者から選出されたメンバーから構成される州機関が、当該メンバーの利益のために反競争的行動を促進することを許すものではないことがその根拠で、本件のボードはこの意味で「私人」であり、「州自身によって積極的に監督」の要件の証明が適用除外のために必要であるとした。

本件でボードは「州自身によって積極的に監督」の要件を満たしているとの主張については、Midcal事件と比べても、本件では「監督」の程度がはるかに小さいこと、営業停止を求める書簡の送付には州の監視がなく、求められる裁判所の授權もなかったこと、一般的な監視ではこの要件は満たされないことから、これを退けた。かくして、州行為理論による適用除外は否定された。

● 分析

米国では、主権を体現する州政府の活動には反トラスト法は適用されないとする法理が確立されているが、州政府による規制の態様の違いに応じて、事業者間の自主的な調整を通じた競争制限をもたらす危険の大きさが異なってくる。そこで、この点に関する米国判例法は、i) 州自身の行為、ii) 私人が、州の政策として「明確に述べられ、肯定的に表明された」ところに従って行動し、その行動が「州自身によって積極的に監督されて」いる場合、iii) 競争を規制し、あるいは独占による公共サービスに置き換える州の政策に従って行動する地方公共団体及び「州に準じる政府機関」による場合、に分類している。

本件のボードは、州法の上では政府機関として位置付けられているので、iii) にあたるかどうかの問題であったが、判決は、ボードがiii) に当たることを否定し、反トラスト法の適用が除外されるためには、その行動が「州自身によって積極的に監督されて」いる必要があることを明らかにした。この問題に関する本判決の立場は、2015年2月25日の連邦最高裁判決によっても支持された(当該最高裁判決については、第3章第3節の1を参照)。

反トラスト実体法の面でいえば、本判決も、「クイック・ルック」の分析を適用した事例と位置付けられる。本件で問題となった行為は、一種のボイコットであるが、ボイコットの標的とされた事業者のサービスないし商品は、いずれも歯科医によるサービスよりも大幅に廉価であったことから、ボイコットが料金の水準に及ぼす影響は明白だと考えられたと思われる。